

全建労発第 36 号  
令和元年 8 月 22 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
〔 公 印 省 略 〕

**2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における  
熱中症予防も含めた労働安全衛生対策の徹底について**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、熱中症予防対策については、全建労発第 65 号「平成 31 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（平成 31 年 3 月 8 日付）及び、全建労発第 35 号「8 月以降における熱中症予防対策の徹底について」（令和元年 8 月 9 日付）において、周知を図ってきたところです。

しかしながら、8 月 8 日に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事において、熱中症が原因と考えられる死亡事故が発生いたしました。

これを受けて、厚生労働省より改めて、熱中症予防を含めた労働安全衛生対策を求め、別添のとおり、周知徹底の依頼がありました。

つきましては、別添にあります熱中症予防対策を含めた労働安全対策がより一層徹底されますよう、貴協会会員への周知についてご協力方お願い申し上げます。

以上  
(担当：労働部 吉田)

基安発 0814 第 2 号  
令和元年 8 月 14 日

一般社団法人全国建設業協会労働委員会委員長 殿

厚生労働省  
労働基準局 安全衛生部長



2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における  
熱中症予防も含めた労働安全衛生対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた大会施設工事安全衛生対策協議会においても、関係省庁や関係団体との連携の下、熱中症予防対策を進めてきたところです。

このような中、さる 8 月 8 日、最高気温 35℃を超える日中、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事において、労働者が意識を失い死亡しており、夏期の暑熱環境下での作業が影響した可能性もあります。

職場における熱中症の発症のピークは、一般に 7 月から 8 月であり、本年度は、特に 7 月下旬から急激に気温が上昇し、労働者の熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）が遅れていると推測されます。また、夏季休暇後など、一定期間、暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に戻ることを想定した対策が必要となります。

今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期が近づくことにより、同大会施設工事において、限られた工期の中で複数の作業を同時に並行して行わざるを得ない状況も想定されることから、これまで以上に、大会施設工事の元請け事業者により、熱中症予防対策を含めた安全衛生対策を徹底することが求められます。

つきましては、貴職におかれましては、関係事業場等において、下記に示す熱中症予防対策を含めた労働安全衛生対策がより一層徹底されるよう周知をお願いいたします。

記

1 熱中症予防対策

(1) 作業環境管理

- ・夏季の暑さを考慮した設備対策（簡易屋根、通風・冷房設備、ミストシャワー等の設置等）
- ・身体を適度に冷やすことのできる物品や飲料水を備えた休憩場所の整備

(2) 作業管理

- ・暑さ指数（WBGT 値）による作業環境の把握

- ・暑さ指数（WBGT 値）に基づく作業時間の短縮（休憩時間の確保や作業の中断）
  - ・単独作業の取りやめ
- ※熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましいこと。なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることにも留意すること。

(3) 健康管理

- ・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の有無等、労働者の健康状況の事前把握
- ・当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等、労働者の当日の健康状態の確認